

## 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

<b>所管府省名</b>	<b>国土交通省</b>
<b>法人名</b>	水資源機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 保有資産については、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から検証し、不要と認められるものについては国庫納付を検討する。</p> <p>○ 利益剰余金の扱いについては国庫納付も含めた検討を実施しているところであるが、利益剰余金は、もともと利水者が機構に支払った割賦負担金の一部から生じていることから、平成23年度予算については、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、現行中期計画で承認を受けている積立金(約341億円)に今回更に約89億円を追加し、管理システムの更新整備や除草経費の軽減対策などに活用することとした。この約89億円の活用により、平成23年度において、国費約14億円及び利水者負担金約22億円を軽減したほか、今後の維持管理経費の縮減等により、将来にわたる負担軽減が見込まれるところである。</p> <p>今後の利益剰余金のあり方については、可能なものから平成24年度の予算に反映できるよう、各関係機関と調整を図る。</p> <p>○ 宿舍の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舍については、整理合理化計画及び中期計画において処分することとしている。またそれ以外の宿舍についても今後の利用状況等を考慮し処分等の検討を行っている。</p> <p>本社においては、本社から遠距離となっている百合ヶ丘宿舍の代替として、常盤平・寺尾台・高島平寮の宿舍跡地及び高円寺宿舍を平成24年度までに処分するとともに、本社近傍地(さいたま市見沼区大和田町内に宿舍用地を取得済み。)に宿舍を建設して集約化を図ることとしており、平成22年度から、新宿舍の建設工事に着手した。</p> <p>また、本社以外の処分の対象としている宿舍については、独立行政法人通則法に係る認可申請等の事務手続きを進めているところである。</p>
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 新築、改築又は管理を新たに開始する施設に係る事務所については、原則として、総合事業所(総合管理所)化等を行うことにより、効率的な組織整備を図るとともに、既存施設に係る事務所等についても、業務・距離等を勘案しつつ、事務所の統合を行う。また、間接部門の効率化を推進し、本社・支社局のスリム化を行うことを中期計画に規定し取り組んでいる。</p> <p>○ 平成23年4月には、筑後川局管内において筑後川局、筑後川下流用水総合管理所及び筑後大堰管理所の統合を行った。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○研修は、段階的な技術力の向上、必要な知識の習得、相互の人間関係を構築するとともに、互いに切磋琢磨する職員を育成するため、等級による階層や職種毎に区分して実施している。平成22年度は、34コース、延べ約600人、140日の研修を実施したところである。</p> <p>本社の会議室については、機構内の各種検討調整会議、外部機関との打合せ等で利用しており、平成22年度の利用状況においても、研修を実施できる会議室が1週間空く週は皆無だったため、上記日程の研修を本社の会議室で実施することは困難である。</p> <p>さらに研修の日程を決定するにあたり、各現場の状況(台風時期・年度末の繁忙期等)を考慮しながら設定する必要があること、大地震等の災害時には日程を変更あるいは取り止めるなど臨機応変な対応が必要であり、かつ、業務システムの実務研修などでは成果物の印刷を求めること(外部で印刷する場合セキュリティ上の問題がある)や複数の会議室を利用する研修を実施していることなどから、これらの研修を民間宿泊施設、貸会議室等を利用して効率的に実施することは困難である。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○管理事業に係る事務所については、1)恒久的に使用すること、2)ダム、水路等の施設管理上、これらの施設に付随して又は近隣に設置する必要があること、3)施設を操作するための大規模な機械・電気設備を設置する必要のあること、等の理由により自ら保有することが必要である。なお、本社、支社、局については、経済性を考慮した上で、原則として賃借により事務所を設置している。</p> <p>新築、改築又は管理を新たに開始する施設に係る事務所については、原則として、総合事業所(総合管理所)化等を図ることにより、効率的な組織整備を図るとともに、既存施設に係る事務所等について、業務、距離等を勘案しつつ、事務所の統合を行う。また、間接部門の効率化を推進し、本社、支社・局のスリム化を行うことを中期計画に規定し取り組んでいる。</p> <p>○宿舎の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舎については、整理合理化計画及び中期計画において処分することとしている。またそれ以外の宿舎についても今後の利用状況等を考慮し処分等の検討を行っている。</p> <p>本社においては、本社から遠距離となっている百合ヶ丘宿舎の代替として、常盤平・寺尾台・高島平寮の宿舎跡地及び高円寺宿舎を平成24年度までに処分するとともに、本社近傍地(さいたま市見沼区大和田町内に宿舎用地を取得済み。)に宿舎を建設して集約化を図ることとしており、平成22年度から、新宿舎の建設工事に着手した。</p> <p>また、本社以外の処分の対象としている宿舎については、独立行政法人通則法に係る認可申請等の事務手続きを進めているところである。</p>
<p><b>3. 取引関係の見直し</b> ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。</p> <p>一般競争等1,468件(81.8%)48,483,353千円(86.6%)、競争性のない随意契約326件(18.2%)7,492,748千円(13.4%)</p> <p>同様に、一般競争入札においては、1者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、ロットの拡大又は分割による発注規模の見直し、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。その結果、1者応札率は、平成21年度の49.2%から19.2%となり、競争性が高まっている。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。</p> <p>一般競争入札686件、1者応札132件(19.2%) (係数は、平成22年度実績)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。</p>
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十分に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>○7月1日以降入札公告をする案件について、6月3日付け事務連絡「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に基づき、再就職の状況、取引等の状況などの公表に取り組んでいる。</p>

<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○機構の関連法人は(財)愛知・豊川用水振興協会であるが、平成22年度において当該法人の間では随意契約や一者応札等は行っていない。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○水資源開発施設の新築及び改築並びに操作、維持及び修繕を行う類似法人はないこと、及び近傍に本社がある法人がないことから共同調達の実施等は困難。なお、被服、コピー用紙の調達、保険など機構内の集約を実施し、コスト縮減を図っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○競争性・透明性の確保を図りながら、総合評価落札方式の実施や共同調達等、調達の効率化に取り組んできているところであるが、平成23年4月に公表された「公共サービス改革プログラム」に準じて実施できるものがあるか検討する。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b> <b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
	<p>○平成22年度において、以下の給与抑制措置を実施したことにより、平成22年度におけるラスパイレス指数は112.6(対前年度3.4ポイント減)となり、平成22年度の目標値(114.6)を達成した。 (1)職員本給及び地域手当のカット 平成17年度から職員の本給カット(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を実施しており、平成22年度においては本給の5%カット及び地域手当の20%カットを実施。 (2)地域手当の異動保障の凍結等 平成22年度においては、地域手当の異動保障の凍結を実施するとともに、定期昇給の1ヶ月延伸を実施。 (3)業績手当の支給月数の減 管理職に対する平成21年12月期業績手当については、国家公務員に準じた支給月数の引き下げ(0.35月)に加え、さらに、0.05月～0.1月カットを実施。 (4)地域勤務型職員制度の拡大 平成17年度から50歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を一律に減額する制度を導入。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用。</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>また、平成23年度及び平成24年度においては、以下に掲げる給与抑制等の措置を講じて、引き続き給与水準の適正化を図っていくこととしている。</p> <p>(1)職員本給及び地域手当のカット並びに地域手当の異動保障の凍結 平成23年度及び平成24年度においても、引き続き本給の5%カット及び地域手当の20%カットを実施するとともに、地域手当の異動保障の凍結を実施。</p> <p>(2)昇給の停止 平成23年度及び平成24年度においては、昇給を停止。</p> <p>(3)職員本給の現給保障の段階的廃止 平成18年4月に実施された国家公務員の給与構造改革に準じ、機構の職員本給を平均4.8%引き下げたことに伴い、現給保障として、引き下げ前の職員本給との差額を支給する措置については、平成24年度までに段階的に廃止。</p> <p>(4)地域勤務型職員制度の運用 同一地域内での異動を行う職員に対し、本給(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を一律に減額する制度である地域勤務型職員の制度については、引き続き運用。</p> <p>なお、今後の給与水準の中期的な目標として、平成21年度のラスパイレス指数から5年間で10ポイント程度低減させることとしているところであり、上記の給与抑制等の措置を講ずることにより、平成23年度におけるラスパイレス指数は、1ポイント程度低減するものと思われる。</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて、人件費について5%以上の削減を行うこととされていたところ、平成22年度において10.8%の削減を達成した。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を国土交通省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○監事監査において、給与水準の適正化に係る取組状況を重点項目として位置づけ監査を行っている。評価委員会においても、毎年度の業務実績報告に対する年度評価の中で、給与水準に関し審議を行い、評価を受けている。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○組織体制の見直しとして、平成23年4月に筑後川局へ筑後川下流用水総合管理所及び筑後大堰管理所を統合し組織の簡素化を図った。</p> <p>また、事業費の効率化の目標については、工事や施設の維持管理に係る費用の縮減などに加え、民間の新しい技術を取り入れることにより施設の長寿命化を図る改善などを集計し、平成20年度から5年間で19年度と比較して24年度には15%の総合コスト改善率を目標として実施しており、人件費については5%の縮減を図っている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費と海外出張旅費、職員の諸手当は、国家公務員に準じたものとなっている。</p> <p>給与振込経費については、国家公務員の状況を確認し、労使関係に配慮しつつ、必要に応じ適切な措置を講じることとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図る。</p>	<p>○事業費に係る工事費等の積算については、国土交通省等に準じて行い予定価格を作成している。この積算の基準は閲覧可能とするなど情報の公開を行っている。</p> <p>また、積算に係る基準がないものについては、歩掛等の見積りの公募を行うことにより単価を決定するなどの取組を行い、徹底した透明化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、監査室(室長以下4名)の体制を整備し、内部監査業務を的確に実施している。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○水資源機構は出版物を販売していないため、著作権はない。また、特許について、水資源機構が保有する特許は12件全て職務発明であり、機構施設の改築等に伴って、事業の中で使用している、又は今後使用する特許を登録している。これらの特許について現在自己収入となる実施料は未だ無いが、第三者が使用すれば実施料が収入になる仕組みになっており、今後の新規特許も実施料が徴収できるよう継続的に取り組む。</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○平成19年度の独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、施設の新築・改築事業においては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて各事業目的毎に主務省が定めた要領、マニュアル等に基づく事業評価を実施し、水需要の動向や地元情勢の変化等を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗の見込み等について、外部有識者からなる事業評価監視委員会を設置し、外部評価を機構の事業に適切に反映することとしている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○平成19年度の独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、施設の新築・改築事業においては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて各事業目的毎に主務省が定めた要領、マニュアル等に基づく事業評価を適宜実施し、水需要の動向や地元情勢の変化等を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗の見込み等について、外部有識者からなる事業評価監視委員会の意見を聴き、評価するとともに、ホームページを通じて公表している。同様に、事業の進捗管理においても、関係都道府県・利水者・機構等で構成される事業費管理委員会などを活用し、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理している。</p> <p>完成した施設の管理業務においては、外部有識者で構成されるフォローアップ委員会の評価や、利水者等で構成される管理運営協議会等での審議により、業務運営の適正化を図っている。</p>